

説明会での主な質問と回答

立川都市計画道路3・2・4号（新青梅街道）

第2工区 第4工区 事業概要及び測量説明会

・平成26年11月17日（月）19：00～20：30

Q1 用地補償において、土地が半端に残るような場合はどうなるのか。

A1 道路にならない部分、残った部分の土地につきましては、原則として買収いたしません。

Q2 賃貸で借りている場合、測量の立ち会いには土地の持ち主を呼んだほうがいいのか。

A2 東京都（公社）から直接、土地の所有者（登記されている方）に、はがきにより立ち会いをお願いいたします。土地の境界の立ち会いは、土地所有者と境界について現地を確認いただき、書面にて承諾していただきます。

Q3 先行取得はしていただけないのか。

A3 事業認可前の土地の先行取得については、ご要望を頂いても現状では予算の都合でお受けできない状況です。

Q4 賃貸で借りている人も説明会に参加できるようにならないか。

A4 参加できます。説明会の案内は、事業範囲及び周囲の測量範囲に配布させていただいております。現在お住まいの方（賃貸も含む）、土地の所有者、及び建物の所有者等に漏れなく配布しております。

Q5 車道幅員が25cmしか広がらないのに、何のために道路を広げるのか。

A5 拡幅は車道だけではなく、道路全体で行います。歩道が広がり、また、自転車の走行空間も確保していきます。交差点部も幅員が広がり、走行安全性の向上が期待されます。

Q6 今後、仮にモノレールが通ることになった場合、この道路幅員でモノレールが通れるのか。

A6 現在、モノレールが通っている芋窪街道の道路幅員は、駅舎の部分は別として、28mを標準としております。

Q7 測量の立ち会いにおいて、複数名で共有している土地の場合、全員の立ち会いが必要となるのか。

A7 原則、所有者全員の方の立会をお願いいたします。ただし、どうしても全員が立ち会えない場合は、委任状により代表して立ち会っていただいている場合もあります。

Q8 建物の一部が計画線にかかる場合はどうなるのか。

A8 例えば、建物の改造が可能か、改造が不可能な場合は残る土地に同程度の建物が建築可能か、別の土地を求めていただかなければならないのか等を東京都で検討し、必要な費用を補償させていただきます。

・平成26年11月18日（火）19：00～20：30

Q1 新しい移転先を探さなければならないが、どれぐらい前からそのような動きをしたらいいか。

A1 概ね今から1年後に用地説明会を開催させていただく予定です。その後、物件調査と申しまして皆さまの家の構造等について調査をさせていただきます。同時に、土地価格の決定もさせていただきます。この期間は、標準的な期間で半年程度を要します。その後、再度伺いまして、契約のご相談をさせていただくこととなります。

ただし、一度に全員の対応をすることが出来ないので、用地説明会では、皆様の契約の希望時期についてアンケートを実施させていただきます、その結果を踏まえて、折衝を進めさせていただきます。

Q2 用地説明会は、本日の説明会と同規模で開催するのか。

A2 本日の説明会は、事業用地の周囲から外側に概ね30mの範囲に入る方々に案内をしております。今後予定している用地説明会は、実際に補償の対象になられる方々を対象としますので、今回の説明会より規模が小さくなる見込みです。

Q3 用地測量の結果はどのように通知されるのか。

A3 今後実施する用地測量後、個別の折衝の際に提示致します。